

令和6年度スポーツ産業の成長促進事業
「スポーツオープンイノベーション推進事業」
(1)スポーツオープンイノベーション推進事業
審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として予算の範囲内で各評価項目の得点が高いものについて採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術審査専門員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、評価得点が40点に満たない場合は不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (3) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (4) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (5) 事業の成果を最大化するために必要なスポーツ産業、ビジネス全般の知識・ネットワークを有すること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業内容について全て提案され、実現性・妥当性があること。
- (2) アクセラレーションプログラムの実施にあたり、プログラムの企画・運営、採択事業への実証又は実装に係る人的・資金的支援等について具体的かつ効果的な提案がなされていること。
- (3) プロジェクトマネージャーは、プロジェクト管理能力を有することがわかる過去の具体的な実績等が記載されていること。また、具体的な進捗管理方法について提案がなされていること。
- (4) アクセラレーションプログラムの実施にあたり、スポーツ団体の候補先及び候補先が抱える課題が明記されていること。
- (5) ビジネスモデル構築及びビジネスグロース支援するにあたり、ビジネスの波及効果を意識した具体的な支援を実施すること。また、他産業と連携することで市場拡大が見込まれるテーマ等について明記されていること。
- (6) アクセラレーションプログラムの実施にあたり、事業共創を適切にアドバイスできる有識者（メンター）との人脈があり、選定後課題の深堀やテーマ策定を支援するための具体的かつ効果的な活用方法の提案がなされていること。

- (7) パートナー企業公募に際し、有力企業やスタートアップとのつながりを有していること。また具体的かつ効果的な公募促進策の提案がなされていること。
- (8) ネットワーキングカンファレンスの開催にあたり、スポーツビジネスの最新動向についての知見や人脈を有していること。また、過去の開催実績の記載と効果的な開催の提案がなされていること。
- (9) パートナー企業公募、ネットワーキングカンファレンス開催、事業成果発表等の広報策について、具体的かつ効果的な提案がなされていること。
- (10) 事業の手順・スケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (11) 妥当な経費が示されていること。また、チームの課題やテーマを検証できる適切な実証支援金額が記載されていること。

3 その他

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
- (2) 障害者支援等の取組に関する評価
 - ・協議会等の会議を開催するにあたり、車いす等での参加が可能となるよう施設面で配慮を行うこと。

〔評価基準〕

- 1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	

- 2 「3 (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1. 5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2. 5点
- ・認定段階3 = 3. 0点
- ・プラチナえるぼし認定企業 = 4. 5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 1. 0点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の次世代法施行規則第4条または平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 = 1. 5点

- ・トライくるみん認定＝2.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く）＝2.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2.5点
- ・プラチナくるみん認定＝4.5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユーザー認定＝2.0点

○スポーツエールカンパニー認定

（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）

- ・スポーツエールカンパニー認定＝1点
- ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝2点
- ・Bronze（ブロンズ）認定＝2点
- ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝3点
- ・Silver（シルバー）認定＝3点
- ・Silver+（シルバープラス）認定＝4.5点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

3 「3（2）障害者支援等の取組に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により3段階評価を行う。

大変配慮している＝2点

配慮している＝1点

配慮していない＝0点

令和6年度スポーツ産業の成長促進事業
「スポーツオープンイノベーション推進事業」
「(2) スポーツ産業の成長・革新に向けた調査事業」
審査基準(案)

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として予算の範囲内で各評価項目の得点が高いものについて採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術審査専門員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、評価得点が30点に満たない場合は不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業の実施・事業管理に必要な組織・人員が本事業を遂行する上で妥当な体制となっていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等が具体的に示され、かつそれを事業遂行のうえで妥当な体制として有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (5) 事業の成果を最大化するために必要なスポーツ産業、ビジネス全般の知識・ネットワークを有すること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った具体的な提案がなされていること。
- (2) 公募要領「3. 事業の内容」(2)の②の運營業務について、実施するための体制や手法が効果的なものとなっていること。
- (3) 調査業務について、公募要領「1. スポーツ産業の成長・革新に向けた調査事業」の①【調査項目例】のいずれか1つ以上に関連する事例やエビデンスデータが例示として示されていること。
- (4) 調査手法が新規性・独創性に富んだアイデアやノウハウが盛り込まれていて、かつ成果が期待できるものであること。
- (5) 事業実施にあたって、スポーツ庁と連携することが明示されているとともに、柔軟かつ迅速な対応が可能であることが示されていること。
- (6) 事業の手順・スケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (7) 事業規模に必要な経費が適切に示されていること。

3 その他

(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

(2) 障害者支援等の取組に関する評価

- ・ 協議会等の会議を開催するにあたり、車いす等での参加が可能となるよう施設面で配慮を行うこと。

〔評価基準〕

- 1 評価項目の「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準。以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

- 2 評価項目の「3 (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準。以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1. 5点
- ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2. 0点
- ・ 認定段階3＝2. 5点
- ・ プラチナえるぼし認定企業＝3. 5点
- ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0. 5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の次世代法施行規則第4条または平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1. 5点
- ・ トライくるみん認定＝2. 0点
- ・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く）＝2. 0点
- ・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2. 0点
- ・ プラチナくるみん認定＝3. 5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユーザー認定＝2.0点

○スポーツエールカンパニー認定

（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）

- ・スポーツエールカンパニー認定＝1点
- ・スポーツエールカンパニー+（プラス）認定＝2点
- ・Bronze（ブロンズ）認定＝2点
- ・Bronze+（ブロンズプラス）認定＝2.5点
- ・Silver（シルバー）認定＝2.5点
- ・Silver+（シルバープラス）認定＝3.5点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

3 評価項目の「3（2）障害者支援等の取組に関する評価」に係る評価基準。以下の評価基準により3段階評価を行う。

大変配慮している＝2点

配慮している＝1点

配慮していない＝0点